

橘港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は
貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する揭示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項に基づき、橘港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、橘港において本邦と外国の間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸しを行う場合に経なければならない場所を指定する揭示（平成18年4月1日神小支揭示第1号）は廃止する。

令和元年7月1日

小松島税関支署長 ト部 伸二

1. 本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という。）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。
 - （1）港湾管理ビル守衛所前（火力発電所揚炭栈橋維けい船に限る。）
 - （2）新日本電工㈱徳島工場守衛所前（同工場維けい船に限る。）
 - （3）四国電力㈱橘湾発電所守衛所前（同発電所維けい船に限る。）
 - （4）電源開発㈱橘湾火力発電所守衛所前（同火力発電所維けい船に限る。）
2. 外国往来船と陸地との貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。ただし、この場合における外国往来船は次の各号に維けい中の船舶に限るものとする。
 - （1）火力発電所揚炭栈橋にあつては、同栈橋。
 - （2）新日本電工㈱徳島工場にあつては、本船の接岸栈橋。
 - （3）四国電力㈱橘湾発電所にあつては、本船の接岸岸壁。
 - （4）電源開発㈱橘湾火力発電所にあつては、本船の接岸岸壁。